

旭川医科大学教務・厚生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学教務・厚生委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学教務・厚生委員会規程（平成16年旭医大達第13号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左表（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>第1条 （略） （審議事項）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 学生の修学指導及び厚生補導に関すること。</p> <p>(2) 学生の再入学，編入学及び転入学並びに卒業に関すること。</p> <p>(3) 学生の休学，復学，転学，留学，退学及び除籍に関すること。</p> <p>(4) 学生の賞罰に関すること。</p> <p>(5) 聴講生，特別聴講学生，研究生，科目等履修生及び外国人留学生に関すること。</p> <p>(6) 学生団体及び学生の課外活動に関すること。</p> <p>(7) 学生の福利厚生及び保健衛生に関すること。</p> <p>(8) 学生の就職に関すること。</p> <p>(9) <u>前各号の事項に係る改善・向上に関すること。</u>（新設）</p> | <p>第1条 （略） （審議事項）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 学生の修学指導及び厚生補導に関すること。</p> <p>(2) 学生の再入学，編入学及び転入学並びに卒業に関すること。</p> <p>(3) 学生の休学，復学，転学，留学，退学及び除籍に関すること。</p> <p>(4) 学生の賞罰に関すること。</p> <p>(5) 聴講生，特別聴講学生，研究生，科目等履修生及び外国人留学生に関すること。</p> <p>(6) 学生団体及び学生の課外活動に関すること。</p> <p>(7) 学生の福利厚生及び保健衛生に関すること。</p> <p>(8) 学生の就職に関すること。</p> |

(10) その他学生の教育及び厚生補導に関すること。

第3条～第10条 (略)

附 則

この規程は、令和3年9月8日から施行し、改正後の第2条第9号及び第10号の規定は、令和3年6月30日から適用する。

【改正理由】

新たに「旭川医科大学の自己点検評価等に関する要領」を制定したことから、所要の改正を行うものである。

(9) その他学生の教育及び厚生補導に関すること。

第3条～第10条 (略)